

令和2年3月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち歩行車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うちリチウム電池内蔵充電器1件、トレッキングポール1件、
電動アシスト自転車1件、自転車1件、電気カーペット1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900164を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900164	平成31年4月24日	令和元年6月5日	歩行車	KZ-C21003	パラマウントベッド株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	施設で使用者(80歳代)が椅子から立ち上がり、折り畳まれていた当該製品を開こうとしたところ、転倒し、足を負傷した。 調査の結果、当該製品は、折り畳んだ状態から開けない又は開きにくい状態になっていたことから、支えがないと立ってられない身体状態の使用者が、当該製品のハンドルグリップにつかまり、開こうとした際に開くことができず、バランスを崩して転倒したものと推定される。	東京都	令和元年6月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901235	令和2年1月11日	令和2年3月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月4日
A201901236	令和2年1月2日	令和2年3月18日	トレッキングポール	重傷1名	当該製品を使用して下山中、当該製品が破損し、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月10日
A201901237	平成31年1月16日	令和2年3月18日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、右手を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月10日
A201901238	令和2年2月17日	令和2年3月19日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月16日
A201901239	令和2年3月8日	令和2年3月19日	電気カーペット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし

歩行車（管理番号:A201900164）

